

## 16-2 水防法

水防法は、水防に関する基本法であり、水防についての必要な事項を規定していますが、大きく分けると水防組織、水防活動、費用負担及び公務災害補償に関する事項に区分できます。

### 16-2-1 水防法の概要

#### 1) 水防組織（水防責任）

水防法によれば、第1次的水防責任は水防管理団体が有するものとされ、市町村、市町村の一部事務組合又は水害予防組合が水防管理団体とされています。（2条、3条）

一方、市町村の上部団体たる都道府県は、その管轄下の水防管理団体の水防活動が十分に行われるよう確保すべき第2次的水防責任を有しています。（3条の6）

#### 2) 水防活動

水防法第1条によれば、水防とは「洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する」ことであり、水防管理団体はその水防活動を行う水防団を設置し、また常設の消防機関を水防に関し、その統轄下におくことができるとされています。（第5条）

実際に、行われる水防活動の内容は次項16-3で述べます。

#### 3) 費用負担

水防に要する費用については、当該水防管理団体が負担することとされています。（第32条）しかし、水害の規模によっては他に応援を求めたり、あるいはその水防活動のおかげで利益を受ける（被害が最小化で済む）地域もあります。そのような場合における、負担について規定されています。

#### 4) 公務災害補償

水防活動は、極めて危険を伴うものであり、公務災害の発生する可能性は大きいものがあります。従って、生命をかけて水防に従事する水防団員に対して、これに報いるため後顧の憂いをなくしておくことが必要です。

このため、水防管理団体は条例等で定める補償基準に基づく損害補償を義務づけられています。(6条の2)

#### 5) その他

水防法は、その他にも水防事務組合に関する事項(3条の2以下)、水防団の組織、服務、定員、訓練等に関する事項(6条、27条、28条)、水防功労者に対する報償に関する事項(34条の2)、水防妨害に対する罰則に関する事項(38条以下)等について規定されています。

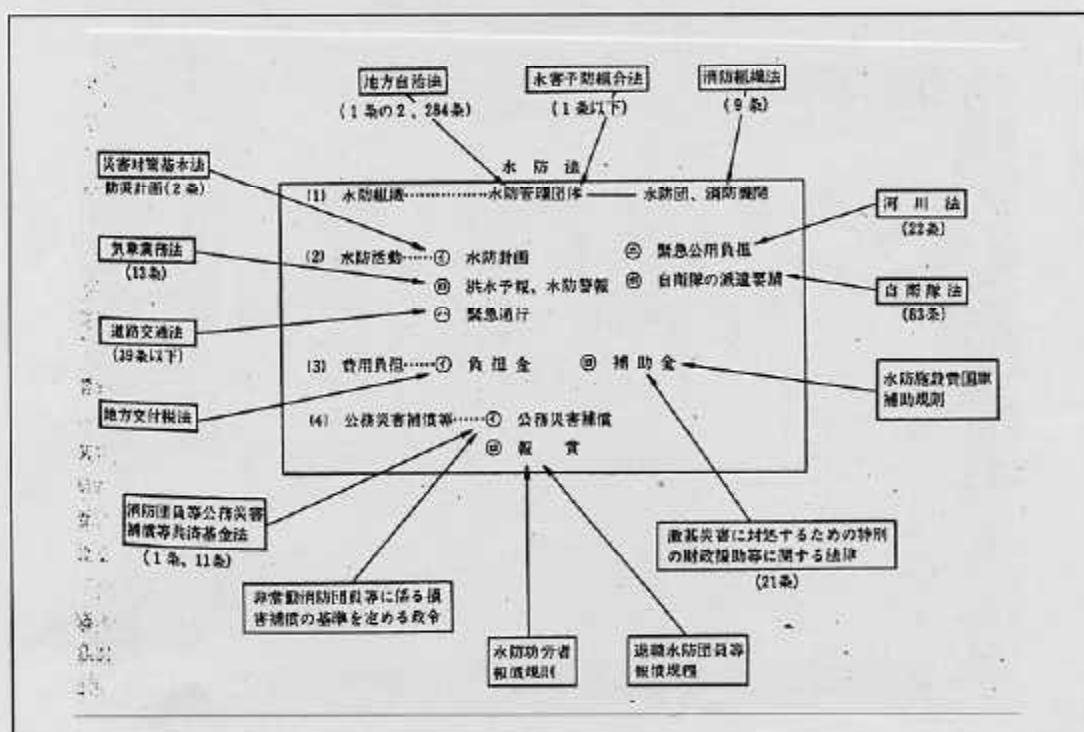


図16-1-7 水防法関係図

#### 16-2-2 水防法の改正

- 1) 今年、平成13年6月、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、浸水想定区域の公表、その区域における円滑かつ迅速な避難の確保等の措置を講ずるとして、水防法の一部が改正されました。